

研究報告

中国刑事手続における認罪認罰制度と 当番弁護士制度

岡 本 梢

1. 中国刑事訴訟法改正

○2018年10月—3度目の改正。

○改正の主なポイント…公判中心主義の推進、手続の効率化。

↳認罪認罰制度（司法取引）、当番弁護士制度、即決裁判、欠席裁判などを導入。

2. 当番弁護士制度

○中国当番弁護士制度の沿革

2006年、河南省において試験的に実施—あくまで法律援助制度の拡充のため。

→2018年、認罪認罰制度の導入に伴い、その適正かつ公正な運営のための必要不可欠な存在として、当番弁護士が位置づけられ、法に組み込まれることになった。

○当番弁護士の職責

- ・当該地区の法律援助機構により、裁判所や検察院、看守所に派遣される（〈关于适用認罪認罰从宽制度的指导意见〉（認罪認罰従宽大制度の適用に関する指導意見））。
- ・当番弁護士の一般的な任務：①被疑者、被告人に対する法律相談、②手続きの選択について被疑者、被告人に意見を述べる、③強制措置の変更申請をする、④事件処理について意見を提出する等の法的援助を行うこ

ととされている。

○認罪認罰制度における当番弁護士の役割

- ・被疑者が自発的に罪を認め、量刑意見と手続きの適用について同意した場合に作成される認罪認罰具結書（誓約書）に被疑者、被告人が署名する際、弁護人の立会が必要的とされた（改正法174条1項）。立会の目的は、認罪認罰の任意性及び具結書の真実性を担保する点にあるから、当番弁護士は、的確な助言をするために、当該事件について熟知した上で立会いに臨むことが求められる。

3. 認罪認罰制度の内容

○認罪認罰制度の目的と適用範囲

- ・認罪認罰制度：被疑者、被告人が自発的に犯罪事実を認め、処罰を受けることに同意した場合、法に基づき寛大に処理することができるとする制度である。
- ・目的：正確かつ時宜にかなった犯罪懲罰、人権保障の強化、刑事事件の煩雑・簡単の分流、司法資源の節約、社会矛盾の解消、国家統治体系及び統治能力の現代化など。
- ・他方で、被疑者に対する自白強要の危険が拡大する等、権利保障がおろそかになるという危険を孕むため、人権保障強化の流れに逆行しない制度構築が必須。
- ・適用範囲：刑事訴訟の全過程とされており、捜査、起訴、公判の各段階で適用される。すべての刑事事件に適用することができる。

○「認罪」と「認罰」の意味

- ・「認罪」：被疑者、被告人が自発的に自己の犯行についてありのままに供述し、訴追された犯罪事実には異議がないこと。
- ・「認罰」：被疑者、被告人が、真に罪を悔い、自発的に処罰を受け入れること。

○寛大な処分

- ・「従寛」：実体上の寛大な処罰及び手続き上の簡潔な扱いをいう。
- ・具体的内容は、刑訴法上は定められておらず、両院三部の意見をもとにして検察官の裁量によって決せられる。
- ・寛大な処罰とは、刑の減輕もしくは免除を指す。

○認罪認罰による手続きの簡略化

- ・被告人が認罪認罰している場合、公判廷における手続きが簡略化される。即決裁判が適用されない事件においても、法廷における調査や弁論が簡素化される（2019年認罪認罰意見47条）。

4. 認罪認罰制度における当番弁護士の必要性和問題点

○当番弁護士への期待

- ・当番弁護士による即時の法的援助を可能とし、被疑者、被告人の権利保護を手厚くするとともに、認罪認罰具結書への署名の際の立会いを通じて、認罪認罰制度の適法性を担保する狙い。

○当番弁護士の重責

- ・当番弁護士は、被疑者が罪を認めるにあたり、認罪認罰制度の法的効果を説明し、法的アドバイスをし、司法機関に意見を提出する。
- ・誓約書に署名を行う際、立会人としてその任意性と合法性を担保する役割を担う。

○当番弁護士職務遂行上の不都合

- ・接見交通権及び証拠閲覧権の保障が不十分。
- ・報酬が低い。
- ・被疑者の保護者的立場ではなく、取調べの合法性を公判廷で証言することにより、捜査機関側の協力者となる危険。

5. 今後の研究課題

- 中国における立会権全般の問題及び2018年法改正以降の認罪認罰制度、当

150 創価ロージャーナル第14号

番弁護士制度をめぐる実務の問題点。

○日本における，被疑者取調べへの弁護人の立会権について。

以上